

工種別数量内訳書

工事名 荒戸沢継続的作業道新設工事

福島森林管理署 本署

工種	種別	数量	単位	摘要
土工費	土工費	15.00	式	
	掘削 砂・砂質土	247.00	m3	0.80BH
	掘削 粘性土、礫質土	582.00	m3	0.80BH
	切土法面整形工(粗面)	429.20	m2	0.80BH
	流用盛土	39.00	m3	15t級BD 敷均し・締固め
	不整地運搬車運搬盛土(6.0t)	286.00	m3	平均運搬距離 56m 敷均し・締固め
	不整地運搬車運搬残土処理(6.0t)	420.00	m3	平均運搬距離 214m 敷均し
	盛土法面整形工(削り取り整形)	227.90	m2	0.80BH
	第1～3号フン篋工	1.00	式	施工延長70.0m フン篋(階段式)0.5×1.2m 吸出防止材(背面)
	流末処理工(フン篋)	16.00	m	フン篋(階段式)0.5×1.2m
	上層路盤工	132.10	m3	15t級BD 敷均し厚10cm 切込碎石 C-40
	下層路盤工	396.50	m3	15t級BD 敷均し厚30cm 切込碎石 C-40
	路肩整正	780.90	m	0.80BH
	路盤排水工(フィルター材)	27.50	m	切込碎石C-40、吸出防止材(t=10mm)
	横断溝補強コンクリート	12.00	m2	コンクリート路面厚15cm 路盤厚15cm
	第3～6号重力式コンクリート擁壁工	1.00	式	コンクリート52.5m3 18-8-40BB 丸太残存型枠使用
	工種計			
溝渠費	溝渠費	6.00	式	
	コルゲートパイプ(円形1形)据付工	7.60	m	径800mm t=2.0
	ボックスカルバート据付工	1.00	式	B1200*H1000 L=9.0m
	ボックスカルバート据付工	1.00	式	B2500*H1500 L=12.0m
	鋼製横断溝据付工	4.80	m	平坦3型 幅広蓋
	木製路面排水工	4.00	m	A-400型
	木製路面排水工	5.00	m	A-500型

工種別数量内訳書

工事名 荒戸沢継続的作業道新設工事

福島森林管理署 本署

工種	種別	数量	単位	摘要
	工種計			
標識類費	標識類費	2.00	式	
	林土式起終点標柱	2.00	本	鋼板メッキ1500×130×130mm
	距離標柱ハイパイル	1.00	本	70×70×1000mm
	工種計			
直接工事費計				
共通仮設費		1.00	式	
現場管理費		1.00	式	
間接工事費計				
工事原価				
一般管理費等		1.00	式	
工事価格				
消費税相当額		5.00	%	
本工事費計				

平成 22 年度

工事名 荒戸沢継続的作業道新設工事

特 記 仕 様 書

第 1 条 林道工事仕様書の適用

本工事の施工に当たっては、「林道工事標準仕様書」及び「林道工事共通特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

第 2 条 工事カルテの作成 (請負金額 500 万円以上の工事)

工事のカルテは、契約の都度 (当初及び変更契約の都度) 作成し、監督職員に提出のうえ、その承諾を受けるものとし、これに要する費用は請負者の負担とする。

また、本工事完成時には、当該工事カルテを財団法人日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより送付し、これを登録するとともに、その結果を監督職員に報告するものとする。

第 3 条 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について、所定の様式により提出することができる。

第 4 条 保険の付保及び事故の補償

1. 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
3. 請負者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入しその発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後原則 1 箇月以内に、発注者に提出しなければならない。ただし、請負者が中小企業退職金共済制度に加入しており、被共済者が業務に従事する場合には、発注者用掛金収納書に代えて、中小企業退職金共済事業本部が発行する加入証明書を発注者に提出するものとする。

第 5 条 個別事項等

本工事の個別事項等は次表 (適用・削除の○印が適用) のとおりである。

様式林特仕－１－２

適用・削除の区分	調書等名称	備 考
×	支給材料及び貸与品調書	別紙 様式林特仕－２
○	特記事項	別紙 様式林特仕－３
○	木材利用に関する特記事項	別紙 様式林特仕－４

特記事項及び工種別特記仕様書

1 掘削工の出来形管理

掘削工の出来形管理において、誤謬等により規定値を超えた場合で、機能等に支障がないと判断される場合は、監督職員の指示により運搬する等適切な処理を行うこととする。

2 使用前に監督職員の検査を受けなければならない工事材料は、下記のとおりとする。

記

品 目	品質・規格	適用工種	備 考
なし			

木材使用に関する特記事項

工事の施工に係る木材は次によるものとする。

1 木材

- ① 間伐材又は合法性・持続可能性が証明された木材を使用すること。
- ② 前記①の木材のうち、合法性・持続可能性が証明された木材である場合は、証明書を監督職員に提出し、確認を受けること。

2 工事看板等

工事標示板又は工事を周知する掲示物には「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。

なお、記載内容の詳細については、監督職員の指示によること。